

第 1 3 回

総 会 資 料

平成 2 6 年 2 月

公益社団法人京都府介護支援専門員会

目 次

第13回公益社団法人京都府介護支援専門員会総会次第	1
報告第1号 公益社団法人京都府介護支援専門員会平成25年度事業計画	2
報告第2号 公益社団法人京都府介護支援専門員会平成25年度収支計画	5
報告第3号 公益社団法人京都府介護支援専門員会諸規程について	6
報告第4号 顧問の選任について	27
第1号議案 定款変更（案）について	28
第2号議案 会費規約の変更（案）について	39
第3号議案 役員の報酬等及び費用に関する規約の変更（案）について	42
第4号議案 社団法人京都府介護支援専門員会平成25年度事業報告（案） について	46
第5号議案 社団法人京都府介護支援専門員会平成25年度収支決算報告（案） について	60
第6号議案 理事の選任について	66

第13回

公益社団法人京都府介護支援専門員会総会 次第

日時：平成26年2月17日（月）

16:30～18:00

場所：こどもみらい館 第1研修室

1. 開会の辞

2. 会長挨拶

3. 議長選任

4. 点呼・宣言

5. 日程説明

6. 議事録署名人選任

7. 報告事項

報告第1号 公益社団法人京都府介護支援専門員会平成25年度事業計画

報告第2号 公益社団法人京都府介護支援専門員会平成25年度収支計画

報告第3号 公益社団法人京都府介護支援専門員会諸規程について

報告第4号 顧問の選任について

8. 決議事項

第1号議案 定款変更（案）について

第2号議案 会費規約の変更（案）について

第3号議案 役員の報酬等及び費用に関する規約の変更（案）について

第4号議案 社団法人京都府介護支援専門員会平成25年度事業報告（案）
について

第5号議案 社団法人京都府介護支援専門員会平成25年度収支決算報告
（案）について

第6号議案 理事の選任について

9. 新会長挨拶

10. 退任役員代表挨拶

11. 閉会の辞

公益社団法人 京都府介護支援専門員会 平成 25 年度事業計画

【総 括 方 針】

今後、公益社団法人として、府民にも還元できる事業を行っていく必要がありますが、期中の変更にて、4 カ月の間に具体的に府民へ還元できる事業は計画できません。しかし、次年度の準備として、府民へ介護支援専門員の役割への理解と本会への理解をしていただくための活動をしたいと思います。

また、介護支援専門員のみなさまへは、来期の研修計画がお示しできるようにします。

会員の介護支援専門員のみなさまへは、会員であることのメリットが明確にわかるようにします。

1. 総務部会

規程等を見直し、整理をする。

(1) 総務委員会

① 定款をもとに、規程等を体系化する。

体系化したものは、ホームページに掲載し、誰でも見ることができるようにする。

② 関係団体等との連携

関係団体からの後援・協力等の依頼があれば協議の上、対応する。

③ 京都府・京都市・府下市町村等との連携

京都府・京都市の関係部署との懇談会等を開催し、連携の強化を図り、府下市町村等も含め委員会等への委員の推薦要請があれば、積極的に参画する。

(2) 会員登録委員会

① 会員証の発行

② 会費納入方法の変更

・口座振替の促進をする。

・1 月～3 月の入会を促す。

(3) 日本協会担当委員会

① 一般社団法人日本介護支援専門員協会への加入促進

現在、一括加入は行っていないが、全国組織への加入は専門職にとっては必須であることを啓発していく。

② 全国研究大会への協力（開催地：和歌山県）

1 年に 1 回開催される全国研究大会の周知を行い、参加を促進していく。

③ 近畿ブロック研究大会への協力（開催地：大阪府）

1 年に 1 回開催される近畿大会の運営への協力を行うと共に平成 27 年度の京都大会開催の準備を進める。

(4) 危機管理委員会

① 「災害対応チーム」を結成する。

2. ブロック部会

公益性と地域性に即したブロック活動ができるよう会員より意見を聴取し、ブロックのより良いあり方を検討する。

(1) ブロック委員会

- ① ブロックの再編
- ② ブロック活動の支援

3. 事業部会

更なる公益性のある活動を目指し、京都府民・京都市民への利益供与のために企画・運営を行う。

(1) 介護認定調査委員会

- ① 指定受託法人として、市町村より介護認定調査事業の受託
契約を締結した市町村において要介護等認定の申請をされた方への訪問調査、並びに区分変更のための訪問調査を実施する事業で、調査対象者へ訪問調査員を派遣する。
- ② 調査員の人員確保および研修
調査員が質の高い調査活動を行うことができるよう支援する。
- ③ 調査員の面談
調査員への定期的な評価を行い、調査員の質の向上を図る。

(2) 編集委員会

- ① ケアマネポートの編集・発行
1月に発行する。
- ② 情報発信機能の充実
ホームページの充実・メールマガジン配信等による情報発信を行う。

(3) 公益事業委員会

- ① 広報活動
府民を対象とした公開講座を開催するほか、関係行事やイベントなどに積極的に参加し、府民に対して介護保険制度や介護支援専門員についての正しい知識の周知を図る。
- ② 相談事業
会員に限定することなく、広く府民からの介護保険に関する相談を受け付ける。

(4) 介護・福祉第三者評価等支援委員会

介護・福祉サービス第三者評価事業の調査機関としての活動および介護・福祉第三者評価機構への提言を行う。

4. 調査・研究部会

介護支援専門員の業務に関する課題を明らかにし、業務活動がより円滑に行なえるよう、各種調査・研究を行い、情報発信する。

(1) 調査・研究委員会

① ケアプラン・介護支援専門員に関わる調査研究

ケアプラン作成における課題や、介護支援専門員の業務内容に関する課題等を明らかにし、提言等を行うための調査・研究を行う。

② 研究発表等への支援

会員が全国の研究大会や、近畿ブロック研究大会への研究発表を行うための支援を行う。

(2) 主任介護支援専門員委員会

① 主任介護支援専門員フォローアップ研修の開催

研修部会と協働し、フォローアップ研修の開催を行う。

また、主任介護支援専門員が指導者となるべく支援を行う。

5. 研修部会

介護支援専門員としての生涯学習を視野に入れた研修の体系化を目指す。

(1) 研修企画委員会

① 当会が作成した研修体系に則った研修を企画・運営する。

② 講師養成研修を充実させることで更に質の高い・専門性をもった講師の養成、及び会員管理と連動することで講師登録票の管理をシステム化する。

平成25年度収支予算書

平成25年11月22日から平成26年3月31日まで

公益社団法人京都府介護支援専門員会

(単位:円)

科 目	公益社団法人 25年度予算額	摘 要
収入の部		
I 事業活動収入の部		
1 入会金収入	90,000	入会見込30名、@3,000円
2 会費収入	30,000	見込み30名、@1,000円
3 事業収入	23,040,000	
1) 研修事業収入		
i 京都府受託研修	7,468,000	専門研修課程Ⅱ、基礎研修
ii 京都市受託研修	2,000,000	ケアプラン研修
iii 独自研修	1,291,500	研究大会、主任フォローアップ、施設等
2) 印刷物事業収入	170,500	書籍、CD、DVD
3) 京都市事務受託事業収入	10,800,000	年間委託料および調査費
4) 第三者評価事業収入	1,260,000	11事業所
5) ブロック研修事業収入	50,000	ブロック研修参加費
4 雑収入	0	
当期収入合計	23,160,000	
前期繰越収入差額	0	
収入合計	23,160,000	
支出の部		
II 事業活動支出の部		
1 事業支出	23,100,000	
1) 府民への啓発事業支出	500,000	府民公開講座、パンフレット作成等
2) 相談事業支出	380,000	府民、介護支援専門員を対象
3) 研修事業支出		
i 京都府受託研修	7,468,000	専門研修課程Ⅱ、基礎研修
ii 京都市受託研修	2,000,000	ケアプラン研修
iii 独自研修	1,162,000	研究大会、主任フォローアップ、施設等
4) 印刷物事業支出	80,100	書籍、CD、DVD
5) 京都市事務受託支出	9,132,000	年間委託料および調査費
6) 第三者評価事業支出	897,900	11事業所
7) ブロック活動助成支出	560,000	ブロック研修参加費
8) 広報事業支出	440,000	ケアマネポート
9) 調査研究事業支出	480,000	
2 管理費支出	60,000	
3 予備費支出	0	
当期支出合計	23,160,000	
次期繰越収支差額	0	
支出合計	23,160,000	

公益社団法人京都府介護支援専門員会諸規程 について

公益社団法人京都府介護支援専門員会諸規程について下記のとおり報告いたします。

別紙のとおり、公益社団法人京都府介護支援専門員会の諸規程を策定する。

以上

公益社団法人京都府介護支援専門員会 理事選挙管理規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人 京都府介護支援専門員会（以下「当法人」という。）

定款第25条及び理事・監事細則第3条第1項の規定に基づく理事の選挙について必要な事項を定める。

(選挙管理委員会の設置)

第2条 前条に定める選挙を行うため、選挙管理委員会を置く。

(選挙管理委員会の構成)

第3条 選挙管理委員会は、選挙管理委員をもって構成し、選挙の公正を保ち、当該選挙に係る一切の権限と責任を持つ。

(選挙管理委員会の業務)

第4条 選挙管理委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 選挙の公示。
- (2) 立候補者の受付。
- (3) 候補者の公示。
- (4) 投票及び開票の管理。
- (5) 当選者の確認及び発表。
- (6) その他選挙管理に必要な事項。

(選挙管理委員)

第5条 選挙管理委員は、正会員 5名により次の通り構成する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 3名

2. 選挙管理委員の任期は、選挙の日より2年とする。

3. 選挙管理委員は、正会員の中から選任し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

4. 選挙管理委員が、当該選挙の立候補者又は立候補者推薦人となるときには、選挙管理委員を辞任しなければならない。

5. 選挙管理委員に欠員が生じた場合には、欠員の選任を行う。この場合の新委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(選挙管理委員長)

第6条 選挙管理委員長は、委員の互選により選出する。

2. 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を代表し、委員会を主宰する。

(選挙管理副委員長)

第7条 選挙管理副委員長は、委員の互選により選出する。

2. 選挙管理副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(選挙管理補助者)

第8条 選挙管理委員会は、選挙関連事務を円滑に遂行するために選挙管理補助者を置くことができる。

2. 選挙管理補助者は、正会員及び事務局職員の中から選挙管理委員長が若干名を指名する。

3. 選挙管理補助者の任期は、選挙公示の日から新理事が選出された日までとする。

第2章 理事選挙

(選挙の公示)

第9条 選挙管理委員会は、選出理事の選挙日の20日前までに、下記の必要事項を公示しなければならない。

- (1) 選挙日。
- (2) 選挙の種類。
- (3) 選挙人。
- (4) 立候補者の資格。
- (5) 立候補受付方法。
- (6) 受付期間。
- (7) 受付先。
- (8) その他選挙の公示に必要な事項。

(選挙人)

第10条 選出理事の選挙の選挙人は、選挙日における当法人定款第11条に定める当法人の社員である代議員とする。

(立候補者)

第11条 選出理事の立候補者の資格は、選挙公示日時点において当法人定款第5条第1号に定める正会員とする。

2. 立候補者は、当法人正会員3名からの推薦により立候補することができる。
3. 代議員が立候補するときは、代議員選出細則第5条により代議員を辞任した後に立候補しなければならない。

(立候補の届出)

第12条 立候補者は、届出の際には、公示された受付期間内に、選挙管理委員会が別に定める様式に従い、下記の所定の書類を添付して、選挙管理委員会宛提出しなければならない。

- (1) 立候補届出書(様式・理1)

(2) 立候補者推薦届出書 (3 名分) (様式・理 2)

(3) 履歴書 (保存用) (様式・理 3)

(4) 略歴・立候補理由 (広報用) (様式・理 4)

2. 立候補の届出は、郵送によるものとし、締切日当日の消印があるものを有効とする。

(立候補の審査)

第 13 条 選挙管理委員会は、立候補の届出が適正に行われない場合には、その受理を拒否することができる。

2. 選挙管理委員会は、前条の書類に基づき立候補者の審査を行う。

3. 選挙管理委員会は、候補者として適格と認めた者については、立候補者から届出のあった立候補届出書を基に、立候補者一覧を作成する。

(推薦者)

第 14 条 推薦者の資格は、選挙日の前年度の 3 月 15 日現在、その年度の会費を納入している当法人定款第 5 条第 1 号に定める正会員とする。

2. 推薦者は、立候補者推薦届出書 (様式・理 2) に推薦理由を明記する。

3. 推薦者が推薦できる立候補者は 1 名とする。

4. 推薦者は、選出理事に立候補することができない。

(立候補者届出受理証の発行)

第 15 条 選挙管理委員会は、第 44 条の立候補者からの届出を受理したときは、届出受理証を発行し、遅滞なく立候補者に交付する。

(立候補者に関する通知)

第 16 条 選挙管理委員会は、立候補者一覧、立候補者略歴、立候補理由及び立候補者推薦届出書等を掲載した選挙案内をホームページ上に掲載し周知しなければならない。

(選挙活動)

第 17 条 選挙管理委員会は、立候補者等の選挙活動が公序良俗に照らして適切でないと判断した場合は、当該選挙活動に制限を加え又は停止することができる。

(立候補の辞退)

第 18 条 立候補者は、立候補を辞退するときは、所定の様式 (様式・理 5) により選挙管理委員会に届け出なければならない。

(選挙日)

第 19 条 選出理事の選挙は、当法人の社員総会において実施する。

(選挙の管理)

第20条 選挙は、立候補者が選出理事の定数を超過している場合には、投票を行う。

2. 立候補者が定数の最低数を満たす場合は、出席した代議員の過半数をもって承認する。

(立候補者所信表明)

第21条 立候補者の所信表明および略歴は、選挙の前に書面にて代議員へ通知する。

(投票人)

第22条 投票は、社員総会に出席し、投票時に議場内にいる代議員によって行う。

代議員選出細則第7条第1項に定める補欠の代議員は、投票権を有する者と認める。

(議場の閉鎖)

第23条 投票中は議場を閉鎖する。

(投票の実施)

第24条 選挙の投票は、立候補者を連記した投票用紙を用いて、当選を可とする候補者7名以上を選択し丸印を付し、所定の投票箱に投票する方法で行う。但し、下記の投票は無効とする。

- (1) 丸印が定数を超過している投票用紙および定数に満たない投票用紙。
- (2) 候補者の氏名に丸印以外のものを付した投票用紙。
- (3) 所定の投票用紙を使用しないもの。

(立会人)

第25条 開票に際し、立会人を2名置く。立会人は、出席する代議員の中から選挙管理委員長が指名する。

(開票・集計)

第26条 選挙管理委員長は、投票締切後、直ちに立会人監視のもとで開票を宣言する。

2. 選挙管理委員長は、開票及び集計を選挙管理委員又は選挙管理補助者に行わせることができる。

(当選者)

第27条 当選者については、有効投票数の過半数を得た者のうち、得票数上位から定数人数を当選者とする。

2. 最下位が同票数の場合は、決選投票を行う。決選投票の結果、さらに同票数の場合は、抽選により当選者を決定する。なお、抽選の方法は、くじ引きとする。
3. 当選者が定数に満たない場合は、当選者を除いた候補者を対象とする選挙を、定数になるまで行う。
4. 選挙管理委員長は、開票結果及び当選者を発表する。

第3章 雑 則

(委任)

第28条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

(規程の改正)

第29条 この規程の改正は、理事会の決議による。

2. 改正した場合は、社員総会に報告しなければならない。

附 則

1. この規程は、平成26年1月8日から 施行する。

公益社団法人京都府介護支援専門員会 理事・監事細則

(目 的)

第1条 この細則は、公益社団法人京都府介護支援専門員会（以下「当法人」という。）定款第25条、第26条及び第27条の規定に基づく適用及び細則について必要な事項を定める。

(理事の区分)

第2条 理事を次のとおり区分する。

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 理事 | 10名以上30名以内 |
| ア. 選出理事 | 7名以上20名以内 |
| イ. ブロック推薦理事 | 5名以上10名以内 |
| (2) 特任理事 | 15名以内 |

(役員の選出方法)

- 第3条 選出理事は、別に定める「選挙管理規程」に基づき選出し、社員総会で選任する。
2. ブロック推薦理事は、別記で定める選出地区ごとにブロック委員長及びブロック委員の合議により正会員の中から推薦し、社員総会で選任する。
3. 特任理事は、別記1の関係団体等から推薦を受け、会長が任命する。
4. 監事は、社員総会で選任する。

(選出地区・ブロック区分及びブロック理事定数配分方法)

- 第4条 選出地区およびブロック区分は、別記2のとおりとする。
2. 選出地区ごとの理事定数は、1名以上2名以内とする。

(理事会の選定)

第5条 当法人の定款第25条第2項に基づき、会長、副会長、常任理事は、理事会の決議によりこれを選定する。

(選定日)

第6条 会長、副会長、常任理事は、原則として当法人の社員総会における理事の選出後に開催される理事会において選定されるものとする。

(役員の資格)

- 第7条 会長、副会長、常任理事は、選出理事の中から選定されるものとする。
2. 会長、副会長、常任理事の選定は、同時に行うこととする。

(選定の管理)

第8条 役員の選定に関する議事の管理及び運営は、選出理事以外の理事が行う。

(常任理事会)

第9条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事をもって構成する。

2. 常任理事会は、次の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 常任理事現在数の5分の1以上から招集の請求があったとき。

3. 常任理事会は会長が招集する。

4. 会長は、第2項第2号により請求があったときは、その日から14日以内に常任理事会を招集しなければならない。

5. 常任理事会において議決した事項は、理事会に報告し、その承認を求めなければならない。

6. その他、常任理事会に関し必要な事項は、理事会が定める。

(委任)

第10条 この細則に定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は、会長の定めるところによる。

(細則の改正)

第11条 この細則の改正は、理事会の決議による。

2. 改正した場合は、社員総会に報告しなければならない。

附 則

1. この細則は、平成26年1月8日から施行する。

別記1 関係団体

- 一般社団法人 京都府医師会
- 一般社団法人 京都府歯科医師会
- 一般社団法人 京都府薬剤師会
- 公益社団法人 京都府看護協会
- 公益社団法人 京都府栄養士会
- 一般社団法人 京都府理学療法士会
- 一般社団法人 京都社会福祉士会
- 一般社団法人 京都府介護福祉士会
- 一般社団法人 京都私立病院協会
- 一般社団法人 京都府訪問看護ステーション協議会
- 一般社団法人 京都府老人福祉施設協議会
- 一般社団法人 京都府介護老人保健施設協会
- 一般社団法人 京都市老人福祉施設協議会

別記2 ブロック区分

第一選出地区

1. 丹後ブロック (京丹後市、伊根町、宮津市、与謝野町)
2. 中丹ブロック (舞鶴市、福知山市、綾部市)

第二選出地区

3. 中部ブロック (南丹市、京丹波町、亀岡市)
4. 京都市北西ブロック (右京区、上京区、中京区)

第三選出地区

5. 京都市北東ブロック (左京区、北区)
6. 京都市南東ブロック (東山区、山科区、下京区)

第四選出地区

7. 京都市南西ブロック (西京区、南区、伏見区)
8. 乙訓ブロック (向日市、長岡京市、大山崎町)

第五選出地区

9. 南山城ブロック (宇治市、久御山町、八幡市、城陽市、宇治田原町、京田辺市、井手町)
10. 相楽ブロック (木津川市、和束町、南山城村、精華町、笠置町)

公益社団法人京都府介護支援専門員会 理事会運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人京都府介護支援専門員会（以下「当法人」という）理事会に関する事項について規程し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の種類)

第2条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2. 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(理事会の構成)

第3条 理事会は、理事をもって組織する。

第2章 理事会の招集

(召集者)

第4条 理事会は会長が招集する。ただし、第2条第3項第3号により理事が招集する場合を除く。

2. 第2条第3項第3号による場合は、理事が招集する。

3. 会長は、第2条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4. 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(召集の通知)

第5条 理事会を招集するには、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、通知しなければならない。

2. 前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3. 前2項の規定に係らず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議事進行)

第6条 理事会の議事進行は、会長が指名した者がこれに当たる。

(定足数)

第7条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第8条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

(決議の省略)

第9条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わる事のできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2. 前項の電磁的記録とは、一般法施行規則第89条に定めるものとする。

(報告の省略)

第10条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

(監事の出席)

第11条 監事は、理事会に出席し、意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第12条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求め、資料の提出、意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(議事録の配布)

第14条 議長は、欠席した理事及び監事に対して議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及び結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(権限)

第15条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに、会長の選定及び解職を行なう。

(決議事項)

第16条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令で定める事項

- イ 当法人の業務執行の決定
- ロ 会長の選定・解職
- ハ 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- ニ 重要な財産の処分及び譲受
- ホ 多額の借入
- ヘ 重要な使用人の選任・解任
- ト 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- チ 内部管理体制の整備
- リ 事業計画及び収支計算書等の承認
- ヌ 事業報告及び計算書類等の承認
- ル その他法令で定める事項

(2) 定款に定める事項

- イ 会員入会承認
- ロ 会長の選定・解職
- ハ 臨時総会の開催の可否
- ニ 諸規程等の制定、変更及び廃止
- ホ その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

- イ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
- ロ 重要な事業その他の争訟の処理
- ハ その他理事会が必要と認める事項

(報告事項)

第17条 理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は、法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第18条 理事会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

第6章 雑 則

(規程の改正)

第19条 この規程の改正は、理事会の決議による。

2. 改正した場合は、社員総会に報告しなければならない。

附 則

1. この規程は、平成26年1月8日から施行する。

別表

理事会議事録記載事項

1. 理事会が開催された日時及び場所
2. 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - イ 理事の請求を受けて招集されたもの
 - ロ 理事が招集したもの
 - ハ 監事の請求を受けて招集されたもの
 - ニ 監事が招集したもの
3. 理事会の議事の経過の要領及びその結果
4. 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
5. 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
 - ロ 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
 - ハ 理事会で述べられた監事の意見
6. 議長の氏名

以上

公益社団法人京都府介護支援専門員会 理事職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人京都府介護支援専門員会（以下「当法人」という）定款第34条に基づき本会の理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる会長及び副会長をいう。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより当法人業務を執行する。

(会長)

第4条 会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として本会を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集する。
- (3) 常任理事会を招集する
- (4) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(副会長)

第5条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- (2) 会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会が決定した順序によって会長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(常任理事)

第6条 常任理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 会長が定める担当業務を分掌し、執行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

第3章 補 則

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正は、理事会の決議による。

2. 改正した場合は、社員総会に報告しなければならない。

附 則

1. この規程は、平成26年1月8日から施行する。

公益社団法人京都府介護支援専門員会 常任理事会設置規程

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人 京都府介護支援専門員会（以下「当法人」という。）が理事会業務の円滑な運営をはかるため、設置する常任理事会について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 常任理事会は、理事の中から会長が指名する常任理事をもって構成する。

(職務)

第3条 常任理事の職務は、次のとおりとする。

- (1) 部会の部会長及び副部会長となる
- (2) 理事会に提案する議題に関する事項の審議
- (3) 事業計画及び収支予算等に関する事項の審議
- (4) 事業報告及び計算書類等に関する事項の審議
- (5) あらかじめ理事会が委任した事項の審議
- (6) 会長又は副会長が常任理事会に指示した会務に関する事項の審議
- (7) その他総会及び理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項の審議

(召集)

第4条 常任理事会は会長が招集する。

(報告)

第5条 常任理事会において審議された結果は、次回理事会に報告しなければならない。

(事務局)

第6条 常任理事会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

(規程の改正)

第7条 この規程の改正は、理事会の決議による。

2. 改正した場合は、社員総会に報告しなければならない。

附 則

1. この規程は、平成26年1月8日から 施行する。

公益社団法人京都府介護支援専門員会 役員旅費規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 京都府介護支援専門員会（以下「当法人」という。）代議員・役員・委員が会務のため国内に出張するにあたって支給する旅費についてさだめることを目的とする。

(出張の区分)

第2条 出張は出張地により、次の通り区分する。

- (1) 遠距離出張 勤務地より直線距離片道 100 km以上
- (2) 中距離出張 勤務地より直線距離片道 50 km以上 100 km未満
- (3) 近距離出張 勤務地より直線距離片道 50 km未満、又は拘束半日（業務時間を含む）

以上

(旅費の種類)

第3条 旅費は、交通費、宿泊費とする。

(順路)

第4条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により算出し支給する。ただし、やむ得ない事由により経路に変更ある場合は、実際に通過した経路による。

(出張日数)

第5条 出張日数は、用務のため要した日数をいう。ただし、前条ただし書きにより要した日数は、出張日数に加算する。

(旅費支給)

第6条 旅費の支給は、別表の通りとする。

(発着点)

第7条 旅費計算上の発着点は、実際に利用した駅又は空港とする。

(繰り上げ支給)

第8条 上級者の随行を命ぜられたときは、交通費、宿泊費を上級者に準じて格上げして支給することができる。

(概算払い)

第9条 旅費は、出発前に概算額を支給することができる。

(特別費用)

第10条 出張中やむを得ない事由により特別に要した費用については、支給することができる。

(精算)

第11条 出張から帰任した者は帰着後、5日以内に所定の精算書に必要書類を添えて提出し旅費を精算しなければならない。

第2章 交通費

(交通費の種類)

第12条 交通費の種類は、鉄道運賃、航空運賃、船賃、車賃とする。

(交通費の等級)

第13条 鉄道運賃、航空運賃、船賃、車賃は、別表に定める各等級に応じて支給する。

(特急料金)

第14条 特急料金は、次に該当した場合に支給する。

(1) 勤務地から片道 50 km以上 新幹線特急利用料金又は特急料金

第15条 ただし、前条の規定に拘らず許可を得た場合は、これに要した特急料金を支給することができる。

(航空運賃)

第16条 航空運賃は、航空機の利用について予め許可を得た場合に限り支給する。

(車賃)

第17条 車賃は、鉄道その他定期に運行する交通機関を利用しがたい場合、又は特に必要と認めた場合に限り支給する。

第3章 宿泊費

(宿泊費)

第18条 宿泊費は、別表に定めるところにより、これを支給する。

第19条 ただし、前条の規定に拘らず許可を得た場合は、これに要した宿泊費を支給することができる。

(近距離出張宿泊)

第20条 近距離出張において会務上又は特別の事由によりやむを得ず宿泊した場合の宿泊費は別表の定めるところにより、支給する。

第4章 雑則

(規程の改正)

第21条 この規程の改正は、理事会の決議による。

2. 改正した場合は、社員総会に報告しなければならない。

附 則

1. この規程は、平成26年1月8日から 施行する。

別表

役職	鉄道	船賃	航空運賃	宿泊費
会長・副会長	普通車	2等	実費	7,000 円
代議員・理事・委員	普通車	2等	実費	7,000 円

公益社団法人京都府介護支援専門員会

顧問の選任について

公益社団法人京都府介護支援専門員会定款 32 条により、顧問を選任したことを下記のとおり報告いたします。

顧問 花園大学 社会福祉学部 教授 福富 昌城 氏

期間 平成 26 年 1 月 8 日 ～ 平成 27 年役員改選 まで

以上

公益社団法人京都府介護支援専門員会 定款変更（案） について

公益社団法人京都府介護支援専門員会定款変更（案）について下記のとおり承認を求めます。

【変更箇所】

現在

（役員の設置）

第24条 この法人に、次の役員を置く。

（1）理事 10名以上30名以内

（2）監事 2名

2. 理事の内1名を会長、2名を副会長、10名以内を常任理事とする。

変更後

第24条 この法人に、次の役員を置く。

（1）理事 10名以上30名以内

（2）監事 2名

2. 理事の内1名を会長、3名を副会長、10名以内を常任理事とする。

【変更理由】

副会長2名では、業務執行に支障をきたすことが予測されるため

以上

公益社団法人京都府介護支援専門員会 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人京都府介護支援専門員会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第 2 章 目 的及び事 業

(目的)

第3条 この法人は、京都府の区域内において、職域、所属の枠を越え、介護支援専門員として連携し、職業倫理の高揚に務めるとともに、専門的知識・技術の研修、教育及び研究を通じて介護支援専門員の資質の向上と介護支援業務に関する知識・技術の普及を図り、もって京都府民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するために、次の事業を行う。

- (1) 介護保険の推進及び充実に関する事業
- (2) 京都府民の保健・医療・福祉の啓発及び増進に関する事業
- (3) 介護支援専門員の資質向上や社会的地位向上に関する事業
- (4) その他、上記に掲げる目的に附帯又は、関連する事業

第 3 章 会 員及び社 員

(会員)

第5条 この法人は、次の会員を置く。

- (1) 正会員 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第5項に規定する介護支援専門員、又は第69条の2第1項に規定する介護支援専門員の登録を受けている者のいずれかであって、京都府内に住居又は勤務先を有し、この法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 準会員 その他、理事会が特に認めた者
- (3) 名誉会員 この法人に特別の功績があった者で、本人の承諾を得て社員総会において承認された者

(会員資格の取得)

第6条 この法人の正会員及び準会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び準会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 正会員及び準会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款及びこの法人が定めた規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき
- (2) 正会員にあっては、介護支援専門員でなくなったとき
- (3) 1年以上会費を滞納したとき

2. 前2条のほか、準会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき
- (2) 1年以上会費を滞納したとき

(社員)

第11条 この法人の社員は、概ね正会員50人の中から1名の割合をもって選出される代議員をもって一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

2. 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。ブロック毎の定数及び代議員選挙を行なう細則は理事会において定める。
3. 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
4. 第2項の代議員選挙において、正会員は、他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
5. 第2項の代議員選挙は、2年に1度、5月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団・財団法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般社団・財団法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（一般社団・財団法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般社団・財団法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）
6. 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
7. 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項もあわせて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び該当特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
8. 第6項の補欠の代議員の選挙に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
9. 正会員は、一般社団・財団法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
 - (1) 法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

- (3) 法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (5) 法第 52 条第 5 項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 - (6) 法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法第 229 条第 2 項の権利（精算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）
10. 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団・財団法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

第 4 章 社員総会

（種別）

第 12 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種類とする。

（構成）

第 13 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2. 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

（権限）

第 14 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2. 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第 16 条第 2 項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外は、決議することができない。

（開催）

第 15 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2. 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の 5 分の 1 以上を有する社員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

（招集）

第 16 条 社員総会は、理事会の議決に基づき会長が招集する。

2. 会長は、議決権の 5 分の 1 以上を有する社員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない

3. 社員総会を招集するときは、会議日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 2 週間前までに通知を発しなければならない。

（議長）

第 17 条 社員総会の議長は、その社員総会に出席する代議員の中から選出する。

(定足数)

第18条 社員総会は、当該社員総会の目的である事項についての議決権を有する代議員の過半数の者の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、代議員の半数以上であって、代議員の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(書面議決等)

第21条 社員総会に出席できない代議員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は議決権の行使を委任することができる。

2. 前項の場合における前2条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

3. 理事又は代議員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 前項の議事録には、議長及びその社員総会において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上30名以内
- (2) 監事 2名

2. 理事の内1名を会長、2名を副会長、10名以内を常任理事とする。

3. 前項の会長をもって代表理事とし、副会長、常任理事をもって業務執行理事とする。

4. 前項の理事は、職務の執行状況を毎年事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上その報告を理事会にしなければならない。

副会長 3名

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長、常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
3. 理事及び監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を京都府知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は次に掲げる職務を行なう。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告書等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は、法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結までとし、再任を妨げない。
3. 役員は、第24条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、引き続き、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 役員は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行なわなければならない。

(報酬等)

第30条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2. 役員には、その職務を行なうために要する費用の支払をすることができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
3. 前2項の取扱いについては、第59条に定める理事会運営規則によるものとする。

(顧問)

第32条 この法人に、任意機関として、5名以下の顧問を置くことができる。

2. 顧問は次の職務を行なう。
 - (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
 - (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事項の職務
3. 顧問は、理事会において任期を定め、うゑで選任する。
4. 顧問の報酬は、無報酬とする。ただし、その職務を行なうために要する費用の支払をすることができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の職務を行なう。

- (1) 事業計画及び収支予算（補正予算を含む）の承認
- (2) 社員総会の招集に関する事項の決定
- (3) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項の決定
- (4) この法人の業務執行の決定
- (5) 理事の職務執行の監督
- (6) 会長及び副会長、常任理事の選任及び解任

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は毎事業年度2回以上開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わる事のできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可否する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 財産及び会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3. 第1項の事業計画書及び収支予算書は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3. 第1項各号の書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

4. この法人は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第46条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類に記載するものとする。

(会計原則等)

- 第47条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
2. この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。
3. 特定費用準備金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第9章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

- 第48条 この定款は、第51条の規定を除き、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。
2. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
3. 前号以外の変更を行なった場合は、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

(合併等)

- 第49条 この法人は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
2. 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第50条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

- 第51条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

- 第52条 この法人が解散等により精算するときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 委 員 会

(委員会)

第 53 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2. 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
3. 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 事 務 局

(設置等)

第 54 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を経て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第 55 条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 代議員名簿
 - (4) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
 - (5) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (6) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (7) 財産目録
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び計算書類等
 - (10) 監査報告書
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 56 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

第 12 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 56 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

(個人情報の保護)

第 57 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第 58 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 13 章 補 則

(委任)

第 59 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。
2. 現に在任中の理事全員は、前項の公益法人設立登記の時に、任期が満了するものとする。
3. この法人の最初の役員は次のとおりとする。

理事	木村明祐、近田厚子、草部京子、南出裕美子、大井忍、依岡徹、木村春香、 城下直子、山口万紀、秋風伯尚、川添チエミ、佐藤弘恵、野田啓子、 伊佐いく子、田邊伸良
代表理事	上原春男
業務執行理事	北川靖、清水紘、藤本喜章、山岸孝啓 井上基、小林啓治、藤井さよ子、松本善則、山下宣和
監事	木村晴恵、宮坂佳紀
4. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 43 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

公益社団法人京都府介護支援専門員会

会費規約の変更（案）

について

公益社団法人京都府介護支援専門員会会費規約の変更（案）について下記のとおり承認を求めます。

【変更箇所】

現在

（途中入会の会費及び納期）

第6条 事業年度の途中に入会した会員についても、当該事業年度の会費（年額）は同額とする。

変更後

（途中入会の会費及び納期）

第6条 事業年度の1月～3月に入会を希望する場合は、会費を1,000円とする。

入会金は、3,000円とし、事業年度途中からの入会とし、正会員とする。

2. 前項の会費の納入は、本会から入会承認の通知を受けた日から10日以内とする。

【変更理由】

1月～3月の入会については、不公平感があり、入会する者が少なかった。

よって、実務研修を受講後の入会のしやすさや1月～3月に開催される独自研修や近畿研究大会等の参加者への配慮をするため

以上

公益社団法人京都府介護支援専門員会 会費規約（案）

（目的）

第1条 本規約は公益社団法人京都府介護支援専門員会（以下「本会」という）定款第7条の規定に基づき会員が本会に納付する入会金及び会費の額を定めることを目的とする。

（入会金）

第2条 会員は、次の入会金を納付しなければならない。

入会金 1名当たり 3,000 円

（入会金の納付）

第3条 入会金は、本会から入会承認の通知を受けた日から10日以内に納入しなければならない。

（会費）

第4条 会員は、次の会費（年額）を納付しなければならない。

年会費 1名当たり 4,000 円

（会費の納入）

第5条 会員は、毎前事業年度、3月15日までに、第6条における途中入会を除き会費年額の全額を納付しなければならない。

（途中入会の会費及び納期）

第6条 事業年度の1月～3月に入会を希望する場合は、会費を1,000円とする。

入会金は、3,000円とし、事業年度途中からの入会とし、正会員とする。

2. 前項の会費の納入は、本会から入会承認の通知を受けた日から10日以内とする。

（退会者の会費及び入会金）

第7条 既納の入会金・会費はいかなる理由があっても返金しないものとする。

（再入会の会費及び入会金）

第8条 再入会に際しては、所定の入会金・会費を改めて納入しなければならない。

（改正）

第9条 この規約の改正は、社員総会の決議を経て行なう。

（補則）

第10条 この規約の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1. 本規約は、平成 12 年 11 月 23 日から施行する。
2. 本改正規約は、平成 18 年 6 月 10 日から施行する。
3. 本改正規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
4. 本改正規約は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。
5. 本改正規約は、平成 26 年 1 月 8 日から施行する。

公益社団法人京都府介護支援専門員会 役員の報酬等及び費用に関する規約の変更（案） について

公益社団法人京都府介護支援専門員会役員報酬等及び費用に関する規約の変更（案）について下記のとおり承認を求めます。

【変更箇所】

現在

（報酬等の額の決定）

第4条 本会の役員に対する報酬は、別表1「役員の報酬」に定める金額とする。

別表 1

役員の報酬

理事会出席等、必要の都度、謝金として一人一律 10,000 円以内とする

変更後

（報酬等の額の決定）

第4条 本会の役員に対する報酬は、別表1「役員の報酬」に定める金額とする。

別表

役員の報酬

役員の報酬は、会議等に出席の都度一人一律2,000円とする。

【変更理由】

金額の表示が曖昧であったため

以上

公益社団法人京都府介護支援専門員会

役員の報酬等及び費用に関する規約（案）

（目的及び意義）

第1条 この規約は公益社団法人京都府介護支援専門員会（以下「当法人」という。）定款第30条に基づき役員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めることとする。

- （1）役員とは、理事及び監事
- （2）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号で定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- （3）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第3条 本会は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2. 役員の報酬は、理事会出席等、必要の都度、定額を支払うこととする。

（報酬等の額の決定）

第4条 本会の役員に対する報酬は、別表1「役員の報酬」に定める金額とする。

（報酬の支給日）

第5条 報酬は、必要の都度に支給するものとし、毎年一定の定まった日に支払うものとする。

（費用）

第6条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（公表）

第7条 本会は、この規約をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規約の改正)

第8条 この規約の改正は、社員総会の決議を経て行なう。

(補則)

第9条 この規約の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規約は、平成25年11月22日から施行する。

役員の報酬

- (1) 役員の報酬は、会議等に出席の都度一人一律2,000円とする。

社団法人京都府介護支援専門員会

平成25年度

事業報告（案）について

社団法人京都府介護支援専門員会平成25年度事業報告（案）について下記のとおり承認を求めます。

別紙のとおり、社団法人京都府介護支援専門員会の平成25年度事業報告（案）を策定する。

以上

社団法人京都府介護支援専門員会 平成 25 年度事業報告 (案)

平成 25 年度は、公益法人として認可を受けた際に公益性を強調できるように府民へのサービス・委託事業の受託を積極的に行いました。また、受託研修においては、平成 24 年度にワーキングチームで企画した内容を実証する機会ともなりました。

平成 24 年度同様、引き続き運営の健全化を目標とし、経費削減及び独自研修の実施、職能団体の必要性を訴える機会を確保し、新規入会者への勧誘活動を行いました。

平成 25 年 11 月 22 日には公益法人として登記することができ、以下、社団法人として活動していた内容の詳細をご報告いたします。

1 総務部会

(1) 総務委員会

① 理事会を下記日程にて、2 回開催した。

- ・第 1 回 4 月 24 日 於：ハートピア京都 視聴覚室
- ・第 2 回 6 月 29 日 於：ハートピア京都 第 4・5 会議室

② 部会長会を下記日程にて、9 回開催し、毎月の収支報告・会員の動向・各部会の活動報告・理事会での協議事項の検討を行った。

- ・第 1 回 4 月 17 日 於：ハートピア京都 会館会議室
- ・第 2 回 5 月 15 日 於：ハートピア京都 会館会議室
- ・第 3 回 6 月 6 日 於：ハートピア京都 会館会議室
- ・第 4 回 7 月 18 日 於：ハートピア京都 会館会議室
- ・第 5 回 9 月 19 日 於：ハートピア京都 会館会議室
- ・第 6 回 10 月 17 日 於：ハートピア京都 会館会議室
- ・第 7 回 11 月 21 日 於：ハートピア京都 会館会議室

③ 理事会における決裁事項は、グループメールを使用し決裁までの時間短縮を図った。

(2) 会員登録委員会

- ① 毎月、部会長会にて入退会報告・各ブロックの増減・会費の入金状況の報告。
- ② 「入会申込書」を直接ホームページから申し込むことができるように変更した。

(3) 日本協会担当委員会

- ① 一般社団法人日本介護支援専門員会 支部機能活動
 - ・日本介護支援専門員協会第 5 回社員総会
(平成 25 年 6 月 16 日 13:00~17:00 於：鉄鋼会館)
 - ・日本介護支援専門員協会第 1 回都道府県支部長会議
(平成 25 年 7 月 12 日 13:00~16:30 於：ベルサール神田 ROOM1)

② 近畿ブロック活動

- ・介護支援専門員協会第 1 回近畿ブロック会議 (平成 25 年 4 月 18 日 於 大阪府介護支援専門員協会)
- ・介護支援専門員協会第 2 回近畿ブロック会議 (平成 25 年 5 月 29 日 於 大阪府介護支援専門員協会)
- ・介護支援専門員協会第 3 回近畿ブロック会議 (平成 25 年 7 月 3 日 於 大阪府介護支援専門員協会)
- ・介護支援専門員協会第 4 回近畿ブロック会議 (平成 25 年 8 月 23 日 於 大阪府介護支援専門員協会)
- ・介護支援専門員協会第 5 回近畿ブロック会議 (平成 25 年 10 月 2 日 於 大阪府介護支援専門員協会)
- ・介護支援専門員協会第 6 回近畿ブロック会議 (平成 25 年 11 月 6 日 於 大阪府介護支援専門員協会)

(4) 危機管理委員会

- ① 専門研修課程Ⅱにおける特別講義にて「災害机上訓練を通して考える災害時のケアマネジャーの役割」と題して研修を行った。

2 ブロック部会

(1) ブロック委員会

① ブロック委員総会

平成 25 年 6 月 29 日 於：ハートピア京都 第 4・5 会議室

3 事業部会

(1) 認定調査委員会

① 認定調査員の質の向上研修会

・第1回 平成25年7月12日 於：ハートピア京都 第4・5会議室

※研修の後、懇親会を開催し、情報交換を行った。

② 認定調査員の新規採用

3名

(2) 編集委員会

① ケアマネ・ポートをVol.42・43の2回発刊した。

② 情報発信機能の充実

・メールマガジンを毎月配信した。

・介護保険最新情報等をホームページで発信した。

(3) 公益事業委員会

① 府民公開講座の開催

テーマ：～頑張っているあなたへ～

講師：小橋 建太氏

開催日：平成25年11月9日

場所：ハートピア京都 大会議室

② 関係機関・団体への参加・協力・後援・委員推薦

委 員 会 名	委 員
「明日の京都」第三者委員会	吉良 厚子
地方分権一括法に係る福祉施設等の基準検討委員会	松本 善則
京都府地域リハビリテーション連携推進会議	松本 善則
在宅療養あんしんプロジェクト訪問看護支援事業推進部会	上原 春男
京都地域包括ケア推進機構理事会	上原 春男
認知症対策推進プロジェクト医療・ケア連携部会	松本 善則
認知症対策推進プロジェクト初期対応・地域部会	北野 太朗
看取り対策プロジェクト事前準備会	吉良 厚子
在宅療養コーディネーター（地域リーダー）	戸石 和子
在宅療養コーディネーター（地域リーダー）	細見 英子
在宅療養コーディネーター（地域リーダー）	畑中 久美子
在宅療養コーディネーター（地域リーダー）	佐藤 弓子
在宅療養コーディネーター（地域リーダー）	山下 宣和
在宅療養コーディネーター（地域リーダー）	安田 千恵子
在宅療養コーディネーター（地域リーダー）	松本 善則
在宅療養コーディネーター（地域リーダー）	草部 京子
在宅療養コーディネーター（地域リーダー）	川添 チェミ
在宅療養コーディネーター（地域リーダー）	石川 朱美
在宅療養コーディネーター（地域リーダー）	高木 はるみ
在宅療養コーディネーター（地域リーダー）	南 哲也
在宅療養コーディネーター（地域リーダー）	佐藤 雅美
在宅療養コーディネーター（地域リーダー）	兵藤 慎秩
在宅療養コーディネーター（地域リーダー）	川口 登喜一
在宅療養コーディネーター（地域リーダー）	鈴木 豊子
在宅療養コーディネーター（地域リーダー）	濱頭 香里
在宅療養コーディネーター（地域リーダー）	中平 克樹
在宅療養コーディネーター（地域リーダー）	中藤 正一
在宅療養コーディネーター（地域リーダー）	柏木 育子
在宅療養コーディネーター（地域リーダー）	内藤 雅子
在宅療養コーディネーター（地域リーダー）	松尾 洋

委 員 会 名	委 員
在宅療養コーディネーター（地域リーダー）	兒玉 邦子
在宅療養コーディネーター（地域リーダー）	古川 節子
京都府介護・福祉サービス第三者評価等支援機構	清水 紘
きょうと介護・福祉ジョブネット幹事会	藤本 喜章
京都くらしの安心・安全ネットワーク会議	小林 啓治
京丹後市高齢者虐待防止ネットワーク会議	城下 直子
丹後地域保健医療協議会	城下 直子
京都府地域リハビリテーション南丹圏域連絡会	松本 善則
山城北地域保健医療協議会	伊佐 いく子
山城南地域保健医療協議会	古川 節子
京都市長寿すこやかプラン推進協議会	吉良 厚子
京都市ユニバーサルデザイン審議会委員	井上 基
京都市介護認定審査会委員 北区	佐藤 弘恵
京都市介護認定審査会委員 左京区	川添 チエミ
京都市介護認定審査会委員 左京区	井上 基
京都市介護認定審査会委員 中京区	松本 善則
京都市介護認定審査会委員 下京区	上田 充子
京都市介護認定審査会委員 右京区	吉良 厚子
京都市介護認定審査会委員 右京区	木村 春香
地域包括支援センター運営協議会委員構成員 京都市北区	樋口 孝子
地域包括支援センター運営協議会委員構成員 京都市上京区	長谷川 隆司
地域包括支援センター運営協議会委員構成員 京都市左京区	野島 昌竜
地域包括支援センター運営協議会委員構成員 京都市中京区	北川 裕行
地域包括支援センター運営協議会委員構成員 京都市東山区	川口 登喜一
地域包括支援センター運営協議会委員構成員 京都市山科区	檜山 久美子
地域包括支援センター運営協議会委員構成員 京都市下京区	岡田 敏子
地域包括支援センター運営協議会委員構成員 京都市南区	高橋 由美子
地域包括支援センター運営協議会委員構成員 京都市右京区	川添 チエミ
地域包括支援センター運営協議会委員構成員 京都市西京区	澤田 千浩
地域包括支援センター運営協議会委員構成員 京都市洛西支所	廣田 みつ子
地域包括支援センター運営協議会委員構成員 京都市伏見区	三谷 慶幸
地域包括支援センター運営協議会委員構成員 京都市深草支所	佐藤 弘恵
地域包括支援センター運営協議会委員構成員 京都市醍醐支所	上田 充子
地域包括支援センター運営協議会委員構成員 亀岡市	今西 美津子
京都府医師会地域ケア委員会	松本 善則
京都府医療推進協議会	上原 春男
京都府医療トレーニングセンター運営委員会・在宅医療小委員会	大井 忍
京都府糖尿病対策推進事業委員会	小林 啓治
京都府介護老人保健施設協会シンポジウム	松本 善則
京都府介護福祉士資格取得支援講座	上田 充子
京都府介護福祉士資格取得支援講座	山下 宣和
京都府介護支援専門員更新研修実務未経験者及び再研修	上田 充子
京都府介護支援専門員更新研修実務未経験者及び再研修	小原 彰紀
京都府介護支援専門員更新研修実務未経験者及び再研修	柴田 崇晴
京都府介護支援専門員更新研修実務未経験者及び再研修	松本 善則
京都福祉サービス協会評議員	井上 基
京都市長寿すこやかセンター運営委員会	山岸 孝啓
京都市社協・洛西ふれあいの里保養研修センター事業委員会	川添 チエミ
京都市社会福祉協議会苦情解決第三者委員会	小林 啓治

(4) 介護・福祉第三者評価等支援委員会

- ① 1か所の第三者評価を実施
- ② 介護・福祉サービス第三者評価機関連絡会議への出席
- ③ 介護サービス分野評価項目等の見直し検討部会への出席
- ④ ネットワーク会議への出席

(5) 施設等支援委員会

- ① 「施設ケアマネジャー研修」の企画

4 調査・研究部会

(1) 調査・研究委員会

- ① アンケート調査を企画

(2) 主任介護支援専門員委員会

- ① 「主任介護支援専門員フォローアップ研修」の企画

5 研修部会

(1) 受託研修委員会

- ① 介護支援専門員実務従事者基礎研修
・市内合同

	日程	内容	講師
一 日 目	10月3日(木) みやこめっせ 第一展示場		
	10:00～12:30 (2.5H)	ソーシャルワークと ケアマネジメント	一般社団法人京都社会福祉会 副会長 藤 憲之 氏
	13:30～15:30 (2.0H)	介護支援専門員の 倫理	一般社団法人日本介護支援専門員協会 会長 鷺見 よしみ 氏
	15:30～17:30 (2.0H)	社会福祉協議会の 担う役割と権利擁護	社会福祉法人綾部市社会福祉協議会 事務局次長 山下 宣和 氏
	17:30～19:00 (1.5H)		

	日程	内容	講師
二 日 目	10月4日(金) みやこめっせ 第一展示場		
	10:00～12:00 (2.0H)	ケアマネジメント のプロセス	社団法人京都府介護支援専門員会 常任理事 松本 善則
	13:00～15:00 (2.0H)		
	15:00～16:00 (1.0H)		

・北部合同

	日程	内容	講師
一 日 目	10月21日(月) 舞鶴勤労者福祉会館 ホール		
	10:00～12:00 (2.0H)	ケアマネジメント のプロセス	社団法人京都府介護支援専門員会 常任理事 松本 善則
	13:00～15:00 (2.0H)		
	15:00～16:00 (1.0H)		
	15:00～18:00 (2.0H)	社会福祉協議会の 担う役割と権利擁護	社会福祉法人綾部市社会福祉協議会 事務局次長 山下 宣和 氏

	18:00～19:30 (1.5H)		
二 日 目	10月22日(火) 舞鶴勤労者福祉会館 ホール		
	10:00～12:00 (2.0H)	介護支援専門員の 倫理	一般社団法人日本介護支援専門員協会 常任理事 吉良 厚子 氏
	13:00～15:30 (2.5H)	ソーシャルワークと ケアマネジメント	一般社団法人京都社会福祉会 副会長 藤 憲之 氏

・選択コース

日程		内容	講師
居宅①			

日程		内容	講師
施設 京都テルサ 東館2階D会議室			
11月21日(木) 10:00～18:00 (7.0H)	入所面接	瀧川 広治 氏 井上 基 氏	
11月22日(金) 10:00～17:30 (6.5H)	施設における チームケア		
11月23日(祝・土) 10:00～17:30 (6.5H)	モニタリング	福富 昌城 氏 瀧川 広治 氏	
北部居宅③ 舞鶴勤労者福祉会館 3階研修室			
10月25日(金) 10:00～18:00 (7.0H)	インテーク	松本 善則 氏 甲田 由美子 氏 畑中 めぐみ 氏	
10月26日(土) 10:00～17:30 (6.5H)	契約アセスメント		
10月27日(日) 10:00～17:30 (6.5H)	モニタリング		

【受講者数等】

申込数	南部合同	北部合同	合計	キャンセル	欠席者
	250 名	42 名	292 名	6 名	3 名
コース別内訳	申込者数	受講決定者	受講予定者	修了者数	未修了数
居宅①	90 名	90 名	89 名	88 名	2 名
居宅②	110 名	110 名	107 名	106 名	4 名
施設	66 名	66 名	64 名	63 名	3 名
北部居宅③	26 名	26 名	26 名	26 名	0 名
合計人数	292 名	292 名	286 名	283 名	9 名

② 実務経験者更新研修専門研修課程Ⅰ

【日程】

南部 必修科目(基礎) 1日目 平成25年7月13日(土)

時間	内容	講師
10:10～12:10 (2時間)	ケアマネジメントとそれを担う介護 支援専門員の倫理及び 利用者の権利擁護	社団法人京都府介護支援専門員会 常任理事 井上 基氏
13:10～15:10 (2時間)	ケアマネジメントのプロセスとその 基本的考え方	亀岡市地域包括支援センターあゆみ センター長 松本 善則氏
15:20～17:20 (2時間)	社会資源活用	

南部 必修科目(基礎) 2日目 平成25年7月20日(土)

時間	研修科目	講師
10:00～13:00 (3時間)	高齢者の疾病と対処及び 主治医との連携	公益社団法人 京都保健会 京都民医連中央病院 課長 甲田 由美子氏
14:00～17:00 (3時間)	介護保険制度論及び 医療保険制度	メディカル・デン 代表 宮坂 佳紀氏

南部 選択科目① 平成25年8月21日(水)

時間	研修科目	講師
10:00～17:00 (6時間)	リハビリテーション 急性期リハビリ～生活リハビリまで	一般社団法人 理学療法士会 関 恵美 氏 木村 裕 氏 清水 真弓 氏

南部 選択科目② 平成25年8月27日(火)

時間	研修科目	講師
10:00～17:00 (6時間)	認知症ケア キューア～ケアまで	社ぐらしのハーモニー 管理者 北野 太朗氏

南部 選択科目③ 平成25年8月29日(木)

時間	研修科目	講師
10:00～17:00 (6時間)	在宅医療 医療ニーズの高い利用者	訪問看護ステーション ひなた 管理者 團野 一美氏

南部 選択課目④ 平成25年8月30日(金)

時間	研修科目	講師
10:00～17:00 (6時間)	高齢者の居住場所 在宅～施設～在宅	京都市嵐山地域包括支援センター センター長 眞辺 一範氏

南部 必修科目 A 1日目 平成25年9月18日(水)

時間	研修科目	講師
14:00～18:00 (4時間)	対人個別援助技術	ワーキングメンバー 舌 一恵氏・中嶋 優氏

南部 必修科目 A 2日目 平成25年9月19日(木)

時間	研修科目	講師
10:00～16:00 (5時間)	対人個別援助技術	ワーキングメンバー 中嶋 優氏・舌 一恵氏

南部 必修科目 B 1日目 平成25年9月20日(金)

時間	研修科目	講師
14:00～18:00 (4時間)	対人個別援助技術	ワーキングメンバー 塚田 聡氏・舌 一恵氏

南部 必修科目 B 2日目 平成25年9月21日(土)

時間	研修科目	講師
10:00～16:00 (5時間)	対人個別援助技術	ワーキングメンバー 舌 一恵氏・塚田 聡氏

南部 必修科目 C 1日目 平成25年9月28日(土)

時間	研修科目	講師
14:00～18:00 (4時間)	対人個別援助技術	ワーキングメンバー 石松 友樹氏・西谷 友香子氏

南部 必修科目 C 2日目 平成25年9月29日(日)

時間	研修科目	講師
10:00～16:00 (5時間)	対人個別援助技術	ワーキングメンバー 西谷 友香子氏・石松 友樹氏

北部 必修課目(基礎) 1日目 平成25年8月1日(木)

時間	内容	講師
10:10～12:10 (2時間)	ケアマネジメントとそれを担う介護 支援専門員の倫理及び 利用者の権利擁護	大浦・朝来・志楽地域包括 支援センター センター長 柴田 崇晴氏
13:10～15:10 (2時間)	ケアマネジメントのプロセスとその 基本的考え方	
15:20～17:20 (2時間)	社会資源活用	

北部 必修課目(基礎) 2日目 平成25年8月2日(金)

時間	研修科目	講師
10:00～13:00 (3時間)	高齢者の疾病と対処及び 主治医との連携	福富士会居宅介護支援事業所 佐藤 弓子氏

14:00～17:00 (3 時間)	介護保険制度論及び 医療保険制度	メディカル・テン 代表 宮坂 佳紀氏
-----------------------	---------------------	-----------------------

北部 選択課目① 平成25年8月19日(月)

時間	研修科目	講師
10:00～17:00 (6 時間)	リハビリテーション 急性期リハビリ～生活リハビリまで	一般社団法人 理学療法士会 関 恵美 氏 佐々木 修一 氏

北部 選択課目② 平成25年8月20日(火)

時間	研修科目	講師
10:00～17:00 (6 時間)	認知症ケア キュア～ケアまで	社)南丹市社会福祉協議会 小規模多機能ホーム だんない 中嶋 優氏

北部 必修科目 D 1日目 平成25年9月6日(金)

時間	研修科目	講師
14:00～18:00 (4 時間)	対人個別援助技術	ワーキングメンバー 中嶋 優氏・藤井 さよ子氏

北部 必修科目 D 2日目 平成25年9月7日(土)

時間	研修科目	講師
10:00～16:00 (5 時間)	対人個別援助技術	ワーキングメンバー 中嶋 優氏・藤井 さよ子氏

【受講者数等】

申込者数	受講決定者数	修了者数
362 名	348 名	346 名

③ 実務経験者更新研修専門研修課程Ⅱ

現在、実施中

④ 主任介護支援専門員研修

前期 1日目 平成25年7月13日(土)

時間	研修科目	講師
09:30～09:50	受付	
10:00～10:15	京都府における地域包括ケア	京都府健康福祉部高齢者支援課 課長 岡本 吉弘 氏
10:15～13:00 14:00～16:00 講義5時間	主任介護支援専門員の役割 (地域包括支援センターの運営を含む)	京都市嵐山地域包括支援センター センター長 真辺 一範 氏

前期 2日目 平成25年7月16日(火)

時間	研修科目	講師
09:30～09:50	受付	
10:00～13:00 講義3時間	ターミナルケア	訪問看護ステーションこころ 所長 中尾 美千代 氏
14:00～17:00 講義3時間	人事・経営管理	メディカル・テン 代表 宮坂 佳紀 氏

前期 3日目 平成25年7月20日(土)

時間	研修科目	講師
09:30～09:50	受付	
10:00～13:00 講義3時間	サービス展開における リスクマネジメント	ふくろう法律事務所 弁護士 松宮 良典 氏
14:00～17:00 講義3時間	ケアマネジメントとそれを担う 介護支援専門員の倫理	同志社大学社会学部 教授 空閑 浩人 氏

前期 4日目 平成25年7月27日(土)

時間	研修科目	講師
09:30～09:50	受付	
10:00～13:00 14:00～17:00 講義6時間	地域援助技術	京都市嵐山地域包括支援センター センター長 真辺 一範 氏

中期 1日目 平成25年8月11日(日)

時間	研修科目	講師
09:30～09:50	受付	
10:00～17:00 講義6時間	対人援助者監督指導 (スーパービジョン)	済生会京都府病院 居宅介護支援事業所 管理者 内藤 雅子 氏

中期 2日目 平成25年8月12日(月)

時間	研修科目	講師
10:30～10:50	受付	
11:00～18:00 演習6時間	対人援助者監督指導 (スーパービジョン)	ルーテル学院大学 教授 福山 和女 氏

中期 3日目 平成25年8月13日(火)

時間	研修科目	講師
09:30～09:50	受付	
10:00～17:00 演習6時間	対人援助者監督指導 (スーパービジョン)	ルーテル学院大学 教授 福山 和女 氏
		済生会京都府病院 居宅介護支援事業所 管理者 内藤 雅子 氏

後期 1日目 平成25年8月22日(木)

時間	研修科目	講師
09:30～09:50	受付	
10:00～16:00 講義5時間 16:00～19:00 演習3時間	事例研修及び事例指導方法	日本福祉大学 社会福祉総合研修センター 研究員 長岩 嘉文 氏

後期 2日目 平成25年8月23日(金)

時間	研修科目	講師
09:30～09:50	受付	

10:00～19:00 演習 8 時間	事例研修及び事例指導方法	日本福祉大学 社会福祉総合研修センター 研究員 長岩 嘉文 氏
------------------------	--------------	---------------------------------------

(後期 3 日目 平成 25 年 8 月 24 日(土))

時間	研修科目	講師
09:30～09:50	受付	
10:00～18:00 演習 7 時間	事例研修及び事例指導方法	日本福祉大学 社会福祉総合研修センター 研究員 長岩 嘉文 氏
18:00～18:20	修了式	

【受講者数等】

申込者数	受講決定者数	修了者数
77 名	74 名	73 名

⑤ 京都市ケアプラン研修

合同研修 平成 25 年 10 月 1 日

時間	内容	講師
13:00～13:10	挨拶・オリエンテーション	
13:10～14:10	講演会 「食ること」のマネジメント ～口から食べる意味を考える～	京滋 嚙下を考える会代表 愛生会山科病院外科 荒金 英樹 氏
14:10～14:20	休憩	
14:20～16:00	シンポジウム 「食ること」のマネジメント ～多職種が協働で支える～	荒金 英樹 氏 (愛生会山科病院) 下條 美佳 氏 (済生会京都府病院) 神原 正泰 氏 (愛生会山科病院) 樹山 敏子 氏 (京都訪問栄養士ネット) 藤井 富美子 氏 (南口腔ケアセンター) 井上 基 氏 (京都府介護支援専門員会)

介護予防 <基礎; 平成 25 年 10 月 17 日>

時間	内容	講師
10:00～12:30	講義・演習 「糖尿病における食生活と合併症」の事例を活用し、ケア	京都市ケアプラン研修 ワーキングメンバー 久保田 香代子 氏 成川 めぐみ 氏
13:30～16:00	プラン作成のプロセスの基本を学ぶ。	

介護予防 <実践①; 平成 25 年 11 月 16 日、実践②; 平成 25 年 11 月 20 日>

時間	内容	講師
10:00～12:30	演習 「脳梗塞再発防止のための食事改善」という事例を活用	京都市ケアプラン研修 ワーキングメンバー 久保田 香代子 氏 成川 めぐみ 氏
13:30～16:00	し、食事や運動の関連について、演習を中心としながら 実践方法を学ぶ。	

居宅 <基礎; 平成 25 年 10 月 7 日>

時間	内容	講師
10:00～12:20	講義・演習 「食事を残し低栄養になるおそれのある事例」を活用し、ケアプラン作成のプロセスの基本を学ぶ。	京都市ケアプラン研修 ワーキングメンバー 川添 チェミ 氏 西村 由美 氏
13:20～16:00		

居宅 <実践①;平成25年10月19日、実践②;平成25年11月18日>

時間	内容	講師
10:00～12:30	講義・演習 「慢性腎不全の食事療法ができない事例」を活用し、在宅における食事療法のあり方について、実践的な方法について検討する。	京都市ケアプラン研修 ワーキングメンバー 川添 チェミ 氏 西村 由美 氏
13:30～16:00		

施設・居住系 <①;平成25年10月23日>

時間	内容	講師
10:00～12:30	講義・演習 「嚥下困難により胃ろう造設をしたが、人生の最後まで口から食事をしたい!との要望の事例」を活用し施設において多職種連携による支援のケアプランの作成のプロセスを学ぶ。	京都市ケアプラン研修 ワーキングメンバー 岩佐 淑子 氏 河村 康生 氏 橋田 里美 氏
13:30～16:00		

施設・居住系 <②;平成25年10月29日>

時間	内容	講師
10:00～12:30	講義・演習 「食事拒否があり、糖尿病管理が困難な事例」を活用し、ケアプランの作成のプロセスの基本を学ぶ。	京都市ケアプラン研修 ワーキングメンバー 岩佐 淑子 氏 河村 康生 氏 橋田 里美 氏
13:30～16:00		

【受講者数】

研修コース		申込者数	受講決定者	受講者数	欠席者数
合同研修	講演会 シボジウム	345名	340名	321名	16名
介護予防	<基礎>	72名	72名	73名	4名
	<実践>①	42名	42名	39名	4名
	<実践>②	59名	59名	52名	1名
居宅介護	<基礎>	115名	113名	117名	1名
	<実践>①	99名	94名	72名	5名
	<実践>②	119名	115名	107名	9名
施設・居住系	①	58名	57名	53名	4名
	②	56名	54名	43名	8名
のべ人数		965名	-	877名	-
総受講者数		443名	-	430名	-

⑥ 介護支援専門員更新研修実務未経験者・再研修講師派遣
演習講師派遣状況(ファシリテーター)

会場	実施年月日	講師
----	-------	----

南部 1	社会福祉 会館	平成25年7月16日 平成25年7月17日	上田 充子	ケアプランセンター 醍醐の家ほっこり
	ルビノ 京都堀川	平成25年8月26日 平成25年8月27日		
南部 2	ルビノ 京都堀川	平成25年7月18日 平成25年7月19日 平成25年8月28日 平成25年8月29日	上村 靖彦	城陽市立東部デイサービスセンター
南部 3 ①	ルビノ 京都堀川	平成25年7月30日 平成25年7月31日 平成25年9月10日 平成25年9月11日	山下 宣和	社会福祉法人 綾部市社会福祉協議会
南部 3 ②	ルビノ 京都堀川	平成25年7月30日 平成25年7月31日 平成25年9月10日 平成25年9月11日	松本 善則	亀岡市地域包括支援センターあゆみ
北部	舞鶴 勤労者 福祉会館	平成25年7月25日 平成25年7月26日 平成25年9月4日 平成25年9月5日	小林 修	社会福祉法人 松寿苑 高齢者支援センター松寿苑

A.演習講師派遣状況

会場		実施年月日	講師	
南部 1	社会福祉 会館	平成25年7月16日 平成25年7月17日	橋本 かおり	居宅介護支援事業所 さくら
	ルビノ 京都堀川	平成25年8月26日 平成25年8月27日		
南部 2	ルビノ 京都堀川	平成25年7月18日 平成25年7月19日 平成25年8月28日 平成25年8月29日	上田 充子	ケアプランセンター 醍醐の家ほっこり
南部 3 ①	ルビノ 京都堀川	平成25年7月30日 平成25年7月31日 平成25年9月10日 平成25年9月11日	橋本 かおり	居宅介護支援事業所 さくら
南部 3 ②	ルビノ 京都堀川	平成25年7月30日 平成25年7月31日 平成25年9月10日 平成25年9月11日	甲田 由美子	公益社団法人 京都保健会 京都民医連中央病院
北部	舞鶴 勤労者 福祉会館	平成25年7月25日 平成25年7月26日	吉見 良太	養護老人ホーム 三愛荘
		平成25年9月4日 平成25年9月5日	小原 彰紀	高齢者生活支援施設 きらら

B.演習講師派遣状況

会場		実施年月日	講師	
南部 1	社会福祉 会館	平成25年7月16日 平成25年7月17日	堀田 裕	京都市粟田地域包括支援センター
			白神 泰	ヴァ向島居宅介護支援事業所
			西谷 友香子	老人保健施設 白寿 居宅介護支援事業所
	ルビノ	平成25年8月26日	畑中 めぐみ	京都市大宅地域包括支援センター

	京都堀川	平成25年8月27日	萩原 安行	京都市白川地域包括支援センター
			松尾 信之	高齢者福祉総合施設はなぞの
南部2	ルビノ 京都堀川	平成25年7月18日 平成25年7月19日 平成25年8月28日 平成25年8月29日	小林 友恵	京都市深草・北部地域包括支援センター
			塩田 みどり	居宅介護支援事業所 りんく
			西村 聡	同和園居宅介護支援事業所
			松尾 信之	高齢者福祉総合施設はなぞの
			梶川 智香子	居宅介護支援事業所 シオンの里
			諏訪田 武志	医療法人社団千春会 千春会居宅介護支援事業所 開田
南部3 ①	ルビノ 京都堀川	平成25年7月30日 平成25年7月31日 平成25年9月10日 平成25年9月11日	今井 昭二	株式会社 京都福祉ネット 介護支援事業所 今宮
			白神 泰	ヴィラ向島居宅介護支援事業所
			松尾 信之	高齢者福祉総合施設はなぞの
			西谷 友香子	老人保健施設 白寿 居宅介護支援事業所
南部3 ②	ルビノ 京都堀川	平成25年7月30日 平成25年7月31日 平成25年9月10日 平成25年9月11日	諏訪田 武志	医療法人社団千春会 千春会居宅介護支援事業所 開田
			並河 哲也	京都市下京・東部地域包括支援センター
			清水 才子	京都市常磐野地域包括支援センター
			堀田 裕	京都市栗田地域包括支援センター
			林田 哲也	京都市修学院地域包括支援センター
			梶川 智香子	居宅介護支援事業所 シオンの里
			吉川 温	インクル・かもケアプランセンター
			河原 祥代	京都市洛東地域包括支援センター
北部	舞鶴 勤労者 福祉会館	平成25年7月25日 平成25年7月26日 平成25年9月4日	福田 信美	チャーム京都音羽
			柴田 崇晴	大浦・朝来・志楽地域包括支援センター
			矢野 尚子	新舞鶴・三笠地域包括支援センター

介護予防支援研修実施状況

会場		実施年月日	講師	
南部	ルビノ 京都堀川	平成25年9月20日	ファシリテーター 松本 恵生	京都市岩倉地域包括支援センター
			畑中 めぐみ	京都市大宅地域包括支援センター
	京都 テルサ	平成25年9月18日	ファシリテーター 松本 善則	亀岡市地域包括支援センターあゆみ
			堀田 裕	京都市栗田地域包括支援センター
北部	舞鶴勤労者 福祉会館	平成25年9月25日	柴田 崇晴	大浦・朝来・志楽地域包括支援センター

(2) 研修企画委員会

研修部会にて、平成25年12月～平成26年3月の研修を企画した。

社団法人京都府介護支援専門員会平成25年度 収支決算報告（案）について

社団法人京都府介護支援専門員会平成25年度収支決算報告（案）について下記のとおり承認を求めます。

別紙のとおり、社団法人京都府介護支援専門員会の平成25年度収支決算報告（案）を策定する。

以上

貸借対照表(案)

平成25年11月21日現在

社団法人京都府介護支援専門員会
一般会計

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	8,550,755	10,207,534	-1,656,779
現 当 座 預 金	347,729	311,887	35,842
普 通 座 預 金	0	0	0
郵 便 期 預 振 預 金	8,172,834	9,810,507	-1,637,673
定 期 預 振 預 金	30,192	85,140	-54,948
未 収 会 費 金	0	0	0
未 前 収 掛 金	1,993,950	2,654,100	-660,150
棚 卸 資 産	0	0	0
立 替 替 金	2,385,235	2,003,280	381,955
前 払 費 用	0	0	0
仮 払 消 費 税	0	243,600	-243,600
仮 払 消 費 税	68,410	21,520	46,890
流動資産合計	12,998,350	15,130,034	-2,131,684
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基 本 財 産	0	0	0
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
建 物 構 築 物	0	0	0
什 器 備 品	1,555,804	1,555,804	0
ソ フ ト ウ ェ ア	276,937	276,937	0
減 価 償 却 累 計 額	-1,573,947	-1,489,818	-84,129
その他固定資産合計	258,794	342,923	-84,129
固定資産合計	258,794	342,923	-84,129
資産合計	13,257,144	15,472,957	-2,215,813
II 負債の部			
1. 流動負債			
未 払 会 費 金	0	0	0
未 払 受 取 金	12,479,079	7,446,353	5,032,726
前 受 取 金	2,837,800	0	2,837,800
預 り 受 取 金	16,000	5,941,000	-5,925,000
仮 受 取 金	1,323,756	5,667,197	-4,343,441
未 払 法 人 税	73,205	0	73,205
未 払 受 取 金	0	0	0
未 払 消 費 税	0	0	0
流動負債合計	16,729,840	19,054,550	-2,324,710
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	16,729,840	19,054,550	-2,324,710
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
2. 一般正味財産	-3,472,696	-3,581,593	108,897
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
正味財産合計	-3,472,696	-3,581,593	108,897
負債及び正味財産合計	13,257,144	15,472,957	-2,215,813

正味財産増減計算書(案)

平成25年 4月 1日から平成25年11月21日まで

社団法人京都府介護支援専門員会

一般会計

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受 取 入 会 金	219,000	333,000	-114,000
受 取 会 費	7,369,400	7,897,200	-527,800
事 業 収 益	55,531,531	69,003,692	-13,472,161
研 修 事 業 収 益	27,997,400	26,974,410	1,022,990
印 刷 物 収 益	1,065,331	1,918,682	-853,351
講 師 派 遣 収 益	4,745,200	8,094,700	-3,349,500
京 都 市 事 務 受 託 収 益	21,719,200	31,565,900	-9,846,700
介 護 ・ 福 祉 第 三 者 評 価 収 益	4,400	450,000	-445,600
雑 収 益	1,107	1,045	62
経常収益計	63,121,038	77,234,937	-14,113,899
(2) 経常費用			
事 業 費	60,022,748	74,125,531	-14,102,783
府 民 公 開 講 座	989,628	1,721,978	-732,350
相 談 事 業 費	430,687	485,921	-55,234
印 刷 物 費	3,550,577	3,062,646	487,931
研 修 事 業 費	27,992,902	26,540,753	1,452,149
講 師 派 遣 費	4,745,200	8,215,401	-3,470,201
ブ ロ ッ ク 活 動 交 付 金 費	341,764	1,730,151	-1,388,387
京 都 市 事 務 受 託 費	21,489,621	31,490,984	-10,001,363
調 査 ・ 研 究 費	426,250	428,617	-2,367
介 護 ・ 福 祉 第 三 者 評 価 事 業 費	56,119	449,080	-392,961
管 理 費	2,989,393	3,700,000	-710,607
経常費用計	63,012,141	77,825,531	-14,813,390
当期経常増減額	108,897	-590,594	699,491
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	2,916,900	-2,916,900
II 指定正味財産増減の部			
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	-3,472,696	-3,581,593	108,897

収支計算書 (案)

平成25年 4月 1日から平成25年11月21日まで

科 目	収入	科 目	支出	差額
1. 事業活動収入		2. 事業活動支出		
入 会 金 収 入	219,000			219,000
会 費 収 入	7,369,400			7,369,400
事 業 収 入	55,531,531	事 業 支 出	60,022,748	-4,491,217
		府民公開講座	989,628	-989,628
		相談事業支出	430,687	-430,687
研修事業収入	27,924,400	研修事業費支出	27,992,902	-68,502
専門研修課程Ⅰ	5,650,000	専門研修課程Ⅰ	5,650,000	0
専門研修課程Ⅱ	14,500,000	専門研修課程Ⅱ	14,500,000	0
主 任 研 修	3,200,400	主 任 研 修	3,200,400	0
基 礎 研 修	2,574,000	基 礎 研 修	2,574,000	0
京都市ケアプラン研修	2,000,000	京都市ケアプラン研修	2,000,000	0
		講師養成研修	68,502	-68,502
印刷物収入	1,065,331	印刷物支出	2,428,636	-1,363,305
講師派遣収入	4,745,200	講師派遣費支出	4,745,200	0
事務受託収入	21,719,200	事務受託支出	21,489,621	229,579
第三者評価収入	4,400	第三者評価支出	56,119	-51,719
ブロック活動収入	73,000	ブ ロ ッ ク 活 動 助 成 支 出	341,764	-268,764
		広報事業支出	1,121,941	-1,121,941
		調査・研究事業支出	426,250	-426,250
		管理費支出	2,989,393	-2,989,393
雑 収 入	1,107			1,107
事業活動収入計	63,121,038	事業活動支出計	63,012,141	108,897

財産目録(案)

平成25年11月21日現在

社団法人京都府介護支援専門員会
一般会計

科 目		金 額		
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金		8,550,755		
現金手許有高		347,729		
当座預金		0		
普通預金		8,172,834		
京都銀行・府庁前支店		5,798,134		
三菱東京UFJ銀行・聖護院支店		2,374,700		
郵便振替		30,192		
定期預金		0		
未収金		1,993,950		
前払金		0		
棚卸資産		2,385,235		
仮払金		68,410		
仮払消費税等		0		
流動資産合計			12,998,350	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
基本財産		0		
基本財産合計		0		
(2) 特定資産				
特定資産合計		0		
(3) その他固定資産				
建築物		0		
什器備品		1,555,804		
ソフトウェア		276,937		
減価償却累計額		-1,573,947		
その他固定資産合計		258,794		
固定資産合計			258,794	
資産合計				13,257,144
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金		0		
未払費用		12,479,079		
前受金		2,837,800		
前受会費		16,000		
預り金		1,323,756		
仮受金		73,205		
未払法人税等		0		
仮受消費税		0		
未払消費税		0		
流動負債合計			16,729,840	
2. 固定負債				
固定負債合計			0	
負債合計				16,729,840
正味財産				-3,472,696

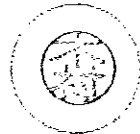
平成25年度会計監査報告

平成25年度社団法人京都府介護支援専門員会の会計及び事業執行の監査を実施したところ、適正に執行されていることを認めます。

平成26年 / 月 8日

監 事

木村晴恵



平成26年 / 月 8日

監 事

宮坂佳紀



理事の選任について